

近現代の憲法と政教関係

百地 章

皇學館大學「公開シンポジウム」

このテーマを与えられて想い出したのが、平成十三年十月に皇學館大學で開催された公開シンポジウム「近代欧米諸国における政教関係」であった。シンポジウムは、

平成十一年に新田均教授の呼びかけで始まった皇學館大學神道研究所の研究プロジェクトの一環としてなされたものである。このシンポジウムの開始に当たって、司会の新田君は、政教関係についてわが国の「これまでの研究では、近代日本のことを論じる場合に、近代日本と近代の欧米を比較してみるという視点がほとんどなかった」(二八八九年)当時、つまり十九世紀後半ということにな

るわけですが、この時期の欧米の政教関係がどういうものであったのかということ、そこにいたる前史も含めてやや詳しく検討してみようというのが、今回のシンポジウムの趣旨であります」と説明している。

このプロジェクトには、新田君を中心に、京都大学の大石眞教授(フランス担当)、国学院大学の原田一明助教授(当時)(イギリス担当)、日本大学の高畑英一郎助手(当時)(アメリカ担当)それに私(ドイツ担当)が参加、当初はその他にスペインやイタリアの担当者もいたが、最終的にこれらのメンバーで「公開シンポジウム」を行うことになった。今、その抜き刷り(『皇學館大學神道研究所紀要』第十九輯、平成十五年三月)を書架から取り出ししてみると、皆、非常に興味深い報告をしていることがわ

かる。ただ、私の報告だけはいささか準備不足で、「公開シンポジウム」ならぬ「後悔シンポジウム」といった趣きであった。

新田君からの要請で気軽にメンバーになったものの、研究の方は一向に進まず、毎年秋の研究会が近づくと、いつも準備不足で登校拒否さながらの気分が襲われたものである。それでも参加するのは楽しみであった。というのは、先憂後楽(？)、苦痛だらけの数時間を何とか耐え忍べば、その後には、いつも楽しみな酒宴(シンポジウム)が待っていたからである。おかけ横丁にある古いつくりの田舎料理店「すし久」などに連れられていくと、そこには伊勢名物の「てこね寿司」や美味しい酒があった。やがて高尚な学術談義から始まり、ジョーク、駄じやれの応酬といつものパターンで終わる。その後は、もちろん割り勘だが、二次会、三次会も控えていた。

しかし、「随想」だからといって、こんな話ばかり書いているわけにはいかなないので、当日のシンポジウムの記録をもとに、特に参考になった報告内容をご紹介しますことにしよう。

十九世紀アメリカの「政教分離」

イギリスの「国教制」に続いて、アメリカの「政教分

離制」について報告したのは高畑君であった。彼の専門はアメリカの政教分離である。その報告によると、アメリカは今日、政教分離国の代表と考えられているが、その内実は宗教に対して、特にプロテスタントに対して友好的である。そして植民地時代から十九世紀末までのアメリカの宗教制度を概観すると、「アメリカ社会が、政教分離制を採用していながらも、キリスト教を社会の根幹とみなし、政府による奨励を当然のことと考えていた」と結論付けることができる、ということであった。

高畑報告によれば、十九世紀のアメリカの政教関係は、キリスト教が「事実上の国教」であった。

つまり、表向き「政教分離制」であるとはいっても、今日のそれとはかなり異なり、「政府による特定宗教の法定禁止(国教の樹立の禁止)」「教会税の禁止」それに「プロテスタント宗派の公平な取扱い」を意味するにとどまっていた。そのため、「キリスト教は良き政府と人々の幸せに必要なものであり、政府は(宗派的に偏りなく)キリスト教を奨励する責務を負っている」という認識は、政教分離制の成立後も多くの人々の意識の中にあつたという。

その例としてあげられているのが、当時の連邦最高裁判事であったストーリーの見解である。ストーリー判事

は『憲法コメンタール』（一八三三年）の中で、「秩序ある社会はキリスト教信仰と無関係ではありえない。文明社会がキリスト教なしで存立するとは考え難い。キリスト教徒にとって、キリスト教信仰の奨励が政府の義務であるという事は疑うことはできない。」と述べている。また、同じ頃に出された連邦最高裁判決の中にも、「我々は宗教的な国民であり、この国はキリスト教国家である」（一八九二年）としたものがある。

今日でも、アメリカでは大統領就任式全体が宗教的行事の形を取って行われている。牧師の祈祷に始まり、正副大統領が聖書に手をおいて宣誓をした後、賛美歌が歌われ、最後に祈祷でもって終わることはわが国でも良く知られるようになった。また、ネブラスカ州議会における専属牧師の開会の祈りが建国当時から伝承であり、アメリカという国の社会構造の一部となつていて、これを合憲とした一九八三年の連邦最高裁判決（マーシユ事件）なども存在する。

このように、典型的な政教分離国であるはずのアメリカの政教関係を見ても、政教分離とは「国家と教会の分離」(Separation of Church and State)であつて、「国家と宗教 (Religion) の分離」ではないこと、むしろ宗教そのものの価値を認め、「信教の自由」をより確実に保障

するために採用されたのが政教分離であつたことがわかる。

さらにいえば、「政教分離」とはあくまで「国家 (State)」（＝実は「政府」と「教会 (Church)」の結合を禁止するものであつて、「歴史的な国民共同体としての国家 (Nation)」から「宗教 (Religion)」を排除しようとするものではない。それどころか、本来は「社会」の存立の基礎であり、その根幹をなすのが「宗教」であるとの国民的コンセンサスさえ存在していたことが了解できる。

フランス、ドイツの「公認教会制」と明治憲法下の政教関係

次に、十九世紀のフランスの政教関係について報告をしたのは、この分野の第一人者である大石教授であつた。大石報告によれば、十九世紀フランスの政教関係を規定していたのが一八〇一年の「コンコルダ（ナポレオン政府とカトリック教皇庁との間で結ばれた政教条約）」と、一八〇二年にこの条約を国内で実施するため制定された「宗教組織法」であつた。これを「コンコルダ体制」と呼んでいる。

このコンコルダ体制と呼ばれる政教関係は、その後た

びたび憲法が変わったにもかかわらず、そのままずっと維持されている。このコンコルダ体制について、フランスの有名な公法学者レオン・デュギーは次のように説明している。まず、「カトリックは国教であり、フランス政府の公定宗教であること」、次に、「カトリックの祭祀は、フランス国の公役務であり、その運営の為に一定量の財源が充てられ、その執行には公務員である一定数の官吏が参加する」と。

しかし、カトリックが「国教」であるとはいっても、それ以外の宗教をすべて排斥するという意味での「国教制」ではない。カトリックを事実上の「国教」としつつも、それ以外のキリスト教（ルター派やカルヴァン派）やユダヤ教をも公認するものであったから、後にはこれを「公認宗教制」（ないし「公認教制」と呼ぶようになった。当時のフランスと同様、「公認教制」を採用していたのが、ドイツであった。ドイツ帝国の中心であったプロイセン王国では、「国教制（かつての領邦教会制）」は否定されていたが、キリスト教が「宗教的行事と関係を有する国の施設に於いては、宗教の自由を損なうことなく、基礎とされる」ことは憲法で承認されていた（十四条）。また、カトリック、ルター派それにカルヴァン派は「公認」され、国から財政支援が行われていたし、教会財産

も国の特別の保護のもとにおかれていた。さらに、聖職者は官吏としての身分を有し、国から俸給を支給されていた。他方、バイエルン王国はカトリックの大国であったが、ここでも「国教」は否定され、カトリック、ルター派それにカルヴァン派が公認され、国から財政支援がなされていたし、その他の王国でも同様の公認教制が採用されていた。

このようなフランスやドイツの「公認教制」を見ると、明治憲法下のわが国の政教関係とかなり近いものであったことがわかる。というのは、明治憲法下では「国教」は否定されており（伊藤博文「憲法義解」、そのもとで「神社」が「非宗教」として保護されただけであって、それ以外にも「伝統仏教」や「教派神道」さらに「キリスト教」まで「公認」されていたからである。そして、「神社」は国の营造物とされ、「祭祀」に専念させられていた。この点、フランスでは「カトリックの祭祀」が「国の公役務」とされ、プロイセンでも「キリスト教」が「国の施設の基礎」とされていたことを想起すれば、これも良く似たところがある。つまり、明治憲法下の政教関係は、当時、欧米各国でもっとも広く採用されていた「公認教制」を採用したものと見るのが自然ではないかと思われる。

したがって、明治憲法下の政教関係をもって「国家神道体制」と呼び、「国家神道」をもって「世界の資本主義国では類例のない、特異な国家宗教」（村上重良）などと決め付けて非難するのは、戦前の実体を無視したただの戦後イデオロギーにすぎない。このことは、葦津珍彦氏や阪本是丸教授さらに新田教授らの研究により、今日では私どもにとつて常識となっているが、明治憲法下の政教関係が、当時の先進欧米諸国のそれをモデルとしたものであったことはもつと知られて良い。

それどころか、「信教の自由」についていえば、わが国のそれは、欧米各国よりさらに徹底したものであった。というのは、十九世紀の欧米各国を見渡すと、公務員となるためには特定の信仰つまりキリスト教徒であること、或いはキリスト教の特定の宗派に属することを条件としていた国も決して少なくなかったからである。

たとえば、高畑報告で述べられていたように、アメリカでは、連邦憲法では信仰による差別は禁止されていたものの、メリーランド、マサチューセッツ等、七つの州では十九世紀以降も公務就任権はプロテスタントあるいはキリスト教徒に限定されていた。また、ドイツでも、バイエルン王国では、市民権・公民権そのものが公認教会に属する国民にしか保障されておらず、国会議員や公

務員になるためには、公認教会に所属していることが不可欠であった。

これに対して、明治憲法ではこのような宗教差別は一切存せず、すべての国民に対して市民権が保障されており、「公務就任権」についても宗教的条件など存在しなかった（十九条）。

明治憲法の比較研究を

このように見てくると、戦前、つまり明治憲法下の政教関係を客観的に評価するためには、戦後日本とはなく、むしろ当時の欧米諸国と比較してみることが如何に重要かがわかる。その意味で、新田君の主宰してくれたこの研究プロジェクトは、高く評価すべきであろう。

今年には明治憲法公布百二十年の記念すべき年であるが、明治憲法そのものについても、やはり現行憲法との比較だけでなく、当時の欧米諸国のそれとの比較が不可欠であり、それによって明治憲法の客観的評価も可能となろう。明治憲法の研究は、最近、漸く緒に付いたばかりだが、ゆくゆくはこのような比較研究を行ってみたいと考えている。

（日本大学教授）